

平成28年度当初予算

消費税率引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費
 その他社会保障施策に要する経費

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 576,500 千円

【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)
 が充てられる社会保障施策に要する経費 6,060,095 千円

(単位:千円)

区分	款	項	目	事業名	平成28年度 当初予算	財源内訳				
						特定財源			一般財源	
						国県 支出金	地方債	その他	社会保障財 源化分の地 方消費税交 付金	その他
社会福祉	3	1	2	障害者自立支援 給付事業費	1,201,462	894,063			56,000	251,399
	3	1	3	老人福祉事務費	135,279			39,192	17,500	78,587
	3	2	1	児童福祉法 施行事務費	1,380,986	768,829	77,200	175,499	65,500	293,958
	3	3	2	扶助費	1,056,000	794,128		1,000	47,500	213,372
	小計					3,773,727	2,457,020	77,200	215,691	186,500
社会保険	3	1	1	国民健康保険事業費 特別会計繰出金	176,140				32,000	144,140
	3	1	1	介護保険特別 会計繰出金	988,883	8,145			179,000	801,738
	3	1	3	後期高齢者 医療事業費	754,991	133,518			113,000	508,473
	小計					1,920,014	141,663			324,000
保健衛生	4	1	1	母子保健推進費	20,061	1,036			3,500	15,525
	4	1	2	予防接種費	187,448			3,000	33,500	150,948
	4	1	2	健康診査費	158,845	903			29,000	128,942
	小計					366,354	1,939		3,000	66,000
合計					6,060,095	2,600,622	77,200	218,691	576,500	2,587,082

・引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。

・社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費であり、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」のいずれかに関する経費である。

・事務費、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等には充当しない。